

入札参加資格審査申請手続き見直しQ&A【建設工事】

(1)経過措置について

Q

定期受付による認定までの移行準備に係る経過措置は現行制度と大幅な変更はありますか？

A

資格有効期間と入札参加資格(総合数値含む)更新期限を全事業者R11年3月31日に統一します。

項目	現行制度	経過措置
受付方法	随時申請受付(年中)	現行どおり
認定日	受付週の翌々週の火曜日	現行どおり
資格有効期間 (名簿有効期間)	経審審査基準日(決算日)から 2年	R11年3月31日
入札参加資格 (総合数値含む)更新期限	経審審査基準日(決算日)から 1年7月	R11年3月31日
登録可能な工種数	最大7工種	現行どおり
工種追加の申請	可	現行どおり

Q 経審基準日がR8年3月31日です。R8年10月30日までに更新申請を行えば、入札参加資格有効期間はR11年3月31日まで延長になりますか？

A いいえ、延長になりません。経審基準日がR8年3月31日の場合、現在の資格有効期間であるR8年10月30日までに更新をした後、R9年10月30日までにもう一度更新申請をしてください。経審基準日がR8年4月1日以降の場合は、現在の資格有効期限が切れる前に更新申請を行えばR11年3月31日まで延長になります。

Q 資格有効期間と入札参加資格(総合数値含む)更新期限がR11年3月31日まで延長になるには、特別な申請が必要ですか？

A いいえ、必要ありません。通常通りの更新申請を行っていただければ、市で延長して認定します。

Q 経営事項審査を受審し、最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(以下、「経審の結果通知書」という。)」が発行されました。提出する必要がありますか？提出しないとどうなりますか？

A はい、提出する必要があります。提出しないと入札に参加できなくなります。既に提出している経審の有効期限(経審基準日から1年7月)が切れる前までに最新の「経審の結果通知書の写し」を提出してください。

Q

経過措置により入札参加資格有効期限がR11年3月31日まで延長されました。名簿有効期間中に最新の「経審の結果通知書の写し」を提出しましたが、総合数値は変更になりますか？

A

いいえ、変わりません。入札参加資格有効期限と同様にR11年3月31日まで数値は固定されます。合併等の場合を除き、最新の「経審の結果通知書の写し」提出による再算定はいたしません。

Q

建設業許可の更新により新しい「建設業許可通知書」が発行されました。提出する必要がありますか？提出しないとどうなりますか？

A

はい、提出する必要があります。提出しないと入札に参加できなくなります。現在の許可有効期限が切れる前までに最新の「建設業許可通知書の写し」を提出してください。